



未払い賃金の精算基準が不十分だ！！

申23号 正当な労働時間に基づいた吉田駅併結作業に対する賃金精算を求める申し入れ

未払い賃金の認識で対立！！

（会社）到着点呼を越えた部分について精算を実施した。点呼が行わなければ労働実績が分からないので一律精算したが、吉田駅の場合は点呼実績があるのでそれに基づき精算した。未払いという認識はない。

（組合）指示した作業に対する労働時間が付与されていなかった。点呼実績に関わらず作業に対しての賃金を支払うのは当然である。

夜勤手当の未払いについては労使で確認

（組合）正しく点呼時刻が見直された場合、点呼時刻が10分遅くなる。点呼時刻よりも前に作業が終了していたとしても、10分遅くなった点呼時刻まで夜勤手当が支払われる。その部分は未払いではないのか。

（会社）その夜勤手当は未払いである。

20年近く続けられた賃金未払いの事実を重く受け止め、正しい精算の実施を求める！！